

## 第4期雲南市農業委員会第11回総会議事録

1. 日 時 平成24年5月22日(火) 14:30~16:30

2. 場 所 木次町 下熊谷交流センター

3. 出席委員(34名)

1番 内部武雄	2番 永井尚二	3番 錦織邦男	4番 渡部満憲
5番 宇都宮敏章	6番 日野一夫	7番 片寄健治	8番 竹下房子
9番 高島幹雄	10番 竹内 勉	11番 狩野幹美	13番 高橋敬二
14番 杉山正美	15番 鳥谷悦雄	16番 星野朝義	17番 川上蘆求
20番 白築美雄	21番 山本博子	22番 藤原克巳	23番 白築 剛
24番 青木征温	25番 名原玲子	26番 小田久義	27番 藤原修至
28番 高田 耕	29番 加藤一郎	30番 廣澤幸博	31番 石橋義明
32番 武田京子	33番 周藤寛洲	34番 橋本 博	35番 陶山直利
36番 勝部有二	37番 板持 庸		

4. 欠席委員(3名) 12番 持田明典 18番 嘉本輝雄 19番 白築 進

5. 事務局又は説明者 事務局長 杉原律雄 統括主幹 景山修二  
主 幹 菊地隆克 副主幹 山中亜希子

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第66号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第67号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- ・議第68号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- ・議第69号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

7. 議 事

発信者	議 事 要 旨
事務局	定刻になりましたので、ただ今より開会いたします。 ご起立ください。一同ご礼。ご着席ください。
議 長	ただ今から平成24年第11回総会を開会いたします

発信者	議 事 要 旨
議 長	<p>ただ今の出席委員は34名であります。欠席委員は12番持田委員、18番嘉本委員、19番白築委員から欠席届が出ております。</p> <p>雲南市農業委員会会議規則第5条の規定により、定足数に達しておりますので、これから雲南市農業委員会第11回総会を開会いたします。</p> <p>本日の議事日程は、お手元にお配りしているとおりです。</p>
議 長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、雲南市農業委員会会議規則第13条の規定により、21番山本委員、22番藤原委員を指名します。</p>
議 長	<p>日程第2、諸報告を行います。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p><b>【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について</li> <li>・会議等の予定について</li> </ul>
議 長	<p>事務局から説明がありましたが、ご質疑がございますか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>他に無いようですので、以上で諸報告を終わります。</p> <p>日程第3、議案の上程を行ないます。</p> <p>それでは最初に、「議第66号農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書5ページをご覧ください。「議第66号農地法第3条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△△-△、地目は登記簿、現況とも田です。農振区域外で、面積は182㎡、権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇県、申請事由が「譲受人の耕作地を道路拡幅工事で取得することになったため、その代替地として申請地を譲渡する。」ということです。譲受人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は「耕作地を道路拡幅工事で提供することになったため、代替地として申請地を譲り受ける。」ということです。土地代は10a当り1,200千円で、確認は〇〇委員さんです。公共事業で代替地を取得する際は、「一旦県が取得し許可後に土地の交換をする。」ことの対応が、県の方で協議され進められております。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇△△△-△、△△△-△、地目は登記簿、現況とも畑です。面積は189㎡、権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は「申請地は進入路がなく、自作できないため譲渡する。」ということです。譲受人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する。」ということです。</p>

発信者	議 事 要 旨
議 長	<p>土地代は無償で、確認は〇〇委員さんです。譲渡人と譲受人は親戚関係です。また、これまでも譲受人が畑の管理を行なってこられました。</p> <p>いずれの案件、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、借受人の経営農地は全て耕作されており機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれます。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上、よろしくご審議願います。</p>
7 番	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、確認された委員さんで補足説明等ありませんか。</p> <p>申請番号2番の案件無償譲渡ですが、叔父、甥の関係で、「自分で耕作ができないので無償で譲りたい」ということです。</p>
議 長	<p>他にありませんか。</p> <p>申請番号1番の案件ですが、県道拡幅工事にかかり県が買って〇〇さんに売るといことです。</p>
4 番	<p>他に無いようですので、質疑に入ります。ただ今事務局並びに確認委員から説明がございましたが、ご質疑がございますか。質疑がある方は挙手の上発言願います。</p>
議 長	<p>質問ではありませんが、申請番号1番の公共工事買収に係る対応についてですが、県は代替農地を一旦取得し税金の控除の対応をなされています。市についても公共工事の代替地は税金控除の対応がなされるよう、県の方へも働きかけてください。</p> <p>機会を設けながら要請をしていきたいと思います。</p> <p>他に質疑はありませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
2 9 番	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>「議第66号農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p>
議 長	<p>よって、「議第66号農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>

発信者	議 事 要 旨
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>それでは次に、「議第67号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p> <p>議案書7ページをご覧ください。「議第67号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を説明いたします。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、申請区分は農振区域外で、面積は9.98㎡です。申請人は〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的が墓地、墓碑1棟です。転用理由は、「現在の墓地は、自宅から離れた場所にあり、十分な維持管理を継続していくことが困難なため。」ということです。農用地区域外で、確認は〇〇委員。農地の種類ですが「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから第2種農地と判断いたしました。許可条項は法第4条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない。」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>次に申請番号2番、〇〇町〇〇△△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は9.90㎡です。申請人は〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地、墓碑1棟です。転用理由は、「現在の墓地は山中にあり参拝する道も険しく、崩壊の恐れがあることから、住居の近くに新設移転したい。」ということです。農用地区域外で、確認は〇〇委員。農地の種類ですが「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから第2種農地と判断いたしました。許可条項は法第4条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない。」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>次に申請番号3番、〇〇町〇〇△△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は9.89㎡です。申請人は〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地、墓碑1棟です。転用理由は、「現在の墓地は、遠い山中にあり参拝する道も細く、崩壊の恐れがあることから、住居の近くに新設移転したい。」ということです。農用地区域外で、確認は〇〇委員。農地の種類ですが「土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地である」ことから第1種農地と判断いたしました。許可条項は規則第33条第4号に規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」場合の「集落接続」に該当すると考えます。団体営の土地改良事業が行なわれた農地です。</p> <p>次に申請番号4番、〇〇町〇〇△△△-△、地目は登記簿 田で現況 畑、面積は73㎡です。申請人は〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的が車庫1棟29㎡です。転用理由は、「現在の車庫は、2台収容できるが、子どもが車を購入したため、車庫を新設したい。」ということです。農用地区域外で、確認は〇〇委員。農地の種類ですが「都市計画法に規定する用途地域が定められている、第1種住居地域内の農地である」ことから第3種農地と判断いたしました。第3種農地は「原則許可することができる」となっています。</p> <p>以上の案件につきまして、ご審議の程お願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認された委員で補足説明をする必要があれば、説明をお願いします。</p> <p>(無しの声あり)</p>

発信者	議 事 要 旨
議 長	<p>無いようですので、補足説明を終わります。</p> <p>ただ今、事務局並びに確認委員から説明をいたしました。ご質疑がございますか。質疑がある方は、挙手の上発言願います。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>「議第67号農地法第4条の規定による許可申請について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することにご異議ございませんか。</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第67号農地法第4条の規定による許可申請について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第68号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは議案書の10ページからご覧ください。「議第68号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」であります。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△△-△、登記簿は畑で現況が雑種地、申請区分は農振区域外で面積は210㎡です。権利の種類は所有権移転で譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。転用目的は駐車場で、駐車区画4台分と幅員4mの通路を予定しておられます。転用理由は「住宅への通路がないため、今回申請地を譲り受け、通路と駐車場として利用したい。」ということで、始末書が出ていまして「平成13年頃から近くにあるお寺の参拝者の駐車場として、利用されていた。」ということです。農用地区域外農地で、土地代は10a当り28,500千円、確認は〇〇委員。農地の種類ですが「都市計画法に規定する用途地域に定められている第1種住居地域内の農地である。」ことから第3種農地と判断いたしました。許可条項は第3種農地は「原則許可することができる。」となっています。</p> <p>25ページの見取図をご覧ください。先般の運営委員会の中で話しがありまして、見取り図の破線箇所が申請地ですが、その左横に□□□駐車場と記載されています。26ページの14条地図では「〇〇町〇〇△△△は畑」となっており、「この農地も転用してあるのか」との確認がありました。その後、農業委員会としても現地確認をし、また、担当地区の農業委員にも確認したところ転用はされていませんでした。実質は駐車場として使用しておられますので、農地所有者の〇〇さんに早い時期に転用申請をしていただくようお話をしております。</p> <p>次に申請番号2番、〇〇町〇〇△△△-△、△△△-△、△△△-△、3筆の地目は登記簿・現況とも畑、面積は6,908㎡です。権利の種類は「使用貸借」で、貸付人は〇〇町〇〇の有限会社□□□□です。転用目的は「残土処理場」で、転用理由は「現在申請地が小区画であり、農作業上効率が悪いので、残土で埋め立てて地上げをし、1区画の田として利用したい。」ということです。農用地区域内農地で一時転用として、土地代は無償で、一時転用の期間は3年間ということです。確認は1,000㎡を超えますので〇〇委員、〇〇委員。農地の種類ですが「農</p>

発信者	議 事 要 旨
	<p>用地区域内」となっておりまして、許可条項は施行令第18条第1項第1号イ「申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するもの」に該当すると考えます。</p> <p>次に申請番号3番、〇〇町〇〇△△△-△、登記簿・現況とも畑、申請区分は農振区域外で面積は28㎡です。権利の種類は所有権移転で譲渡人が〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人が〇〇町〇〇の□□□□さんです。転用目的は宅地拡張で、転用理由は「宅地が狭く管理上不便であり、申請地を譲り受け、宅地を拡張したい。」ということです。農用地区域外農地で、土地代は10a当り15,000千円、確認は〇〇委員。農地の種類ですが「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから第2種農地と判断いたしました。許可条項は法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない。」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>以上の案件につきまして、ご審議の程お願いします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認された委員で補足説明をする必要があれば、説明をお願いします。</p>
3 4 番	<p>1番の案件について図面の26ページですが、申請地・〇〇町〇〇△△△-△の左横「〇〇町〇〇△△△-△」の所有者は、〇〇さんで登記簿地目は畑です。また、申請地の右側「〇〇町〇〇△△△-△」の所有者は、〇〇さんで登記簿地目は畑です。現況は、いずれも畑ではありませんので、お二人に確認し転用申請を出していただくよう話しをしております。お二人とも「畑としての使用はしない」ということで、転用申請用紙を渡し作成中です。転用後の使用目的についてですが、〇〇さんは駐車場として使用される計画です。一方、〇〇さんは農地としての使用は考えておられませんが、その後の使用については検討中です。</p>
1 3 番	<p>2番の案件ですが、現在5枚の田は遊休農地で作付けはされておられません。今のままでは作ってくれないけど「田が1枚になると作ってもいい。」という方もおられるということで、残土処理により地上げをして1区画の田として利用するものです。</p>
議 長	<p>他にはございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑に入ります。ただ今事務局並びに確認委員から説明がございましたが、ご質疑がございますか。質疑がある方は挙手の上発言願います。</p>
2 9 番	<p>申請番号1番について、「〇〇さんは農地としての使用は考えておられませんが、その後の使用については検討中」との説明ですが、目的がはっきりせず何に使うかわからない状況では転用はできないと思いますが、いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>おっしゃるとおり目的がはっきりしないと転用はできません。今回の申請地については、転用し駐車場に使われることは確かです。先ほどの確認された農業委員さんの説明ですが、申請地の右側「〇〇町〇〇△△△-△」は、現在〇〇の駐車場として使っておられます。〇〇さんは引き続き駐車場としての使用を考えておられますが、〇〇との話もあり農業委員に再度確認</p>

発信者	議 事 要 旨
28番	<p>していただいております。</p> <p>2番の案件ですが、公共事業で出てきた残土ですか。気になることが2点あります。1つは、申請書に公共事業であることを証明する添付書類がいりますか。今後耕作地として使っていくということですから、残土の種類によっては、田や畑にすぐに使えない土もあり耕土（かぶせる土）がいる場合もあるのではと思います。農地として使う場合は、その後どうするのか申請に対する農業委員会としてのスタンスを整理しておいたほうが良いように思いますが、耕土についてはどう考えておられますでしょうか。</p>
事務局	<p>公共工事に加えて民間の土も入ることになりますと、今回の様に一時転用で5条の1項申請となります。公共工事が100%の場合は廃土処理届を発注元（国、県等）が事業主体で、該当者の方の印で書類を出しての申請となります。申請の仕方が違ってきます。</p>
議 長	<p>他にはございませんか。</p> <p>（無しの声あり）</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。 お諮りいたします。</p> <p>「議第68号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することにご異議ございませんか。</p> <p>（異議なしの声あり）</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第68号農地法第5条の規定による許可申請について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議題69号農業経営基盤強化法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは議案書の12ページからご覧ください。「議題69号農業経営基盤強化法に基づく農用地利用集積計画の承認について」です。</p> <p>今回の案件は8件申請されておりまして、大東町2件、加茂町2件、木次町3件、三刀屋町1件であります。</p> <p>いずれの計画も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。」の要件を満たしていると考えます。ご審議よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がございましたが、慣例により各町ごとに協議願います。また、協議の際、「議事参与の制限」に該当する申請番号6番、8番の案件がございますので、協議の際、「議事参与の制限」にご配慮ください。15時55分までに、ご協議をお願いします。</p> <p>（15時45分から15時55分まで各町ごとに協議）</p>

発信者	議 事 要 旨
議 長	<p>会議を再開いたします。</p> <p>先ほど休憩中にご協議いただいた結果を、各町より発表いただきます。最初に、議事参与に関わる案件であります申請番号6番、8番を除く案件についてご審議いただきます。</p>
議 長	<p>大東町より順次発表をお願いします。</p>
29番	<p>大東町ですが、全て妥当と判断しましたのでご報告いたします。</p>
24番	<p>加茂町ですが、全ての案件について妥当と判断しましたのでご報告いたします。4番の〇〇さんの住所が〇〇県と遠くですが、現在勤めの関係で転出しておられます。</p>
30番	<p>木次町ですが、議事参与の案件を除く全て妥当と判断しましたのでご報告いたします。</p>
議 長	<p>ただ今発表のとおり、いずれも許可妥当ということでございますが、ご質疑がございますか。質疑のある方は、挙手の上発言願います。</p>
	<p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p>
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>申請番号1番から5番、7番については、申請のとおり全て妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第69号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認」について、申請番号1番から5番、7番については、申請のとおり全て妥当として市長に報告することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議事参与の制限」に関わる申請番号6番についてのみ審議いたします。</p> <p>雲南市農業委員会会議規則第10条「議事参与の制限」により、〇〇番〇〇委員にはご退席願います。</p>
	<p>(〇〇委員 退席)</p>
議 長	<p>それでは、申請番号6番の案件について、先ほどご協議いただいて結果を〇〇町より発表いただきます。</p>
30番	<p>許可妥当と判断いたしますので、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今発表のとおり、許可妥当ということでございますがご質疑がございますか。質疑のある方は、挙手の上発言願います。</p>
24番	<p>利用権設定契約期間が5か月とありますが、なぜ5か月ですか。</p>
30番	<p>5か月とは、収穫期間（5月から9月の間）を契約し、終わったら再契約するものです。</p>



発信者	議 事 要 旨
議 長	<p>他にご質疑はありませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。 お諮りいたします。</p> <p>「議第69号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認」について、申請番号6番については、申請のとおり妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第69号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認」について、申請番号6番については、申請のとおり妥当として市長に報告することに決定いたしました。</p> <p>〇〇委員には、着席願います。</p> <p>(〇〇委員 着席)</p>
議 長	<p>次に、「議事参与の制限」に関わる申請番号8番についてのみ審議いたします。</p> <p>雲南市農業委員会会議規則第10条「議事参与の制限」により、〇〇番〇〇委員にはご退席願います。</p> <p>(〇〇委員 退席)</p>
議 長	<p>それでは、申請番号8番の案件について、先ほどご協議いただいて結果を〇〇町より発表いただきます。</p>
7 番	<p>許可妥当と判断いたしますので、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今発表のとおり、許可妥当ということでございますがご質疑がございますか。質疑のある方は、挙手の上発言願います。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。 お諮りいたします。</p> <p>「議第69号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認」について、申請番号8番については、申請のとおり妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第69号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認」について、申請番号8番については、申請のとおり妥当として市長に報告することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>本日の議事日程議題66号から議題69号は全て終了いたしました。</p> <p>なお、次に追加議案の上程がございます。先ほど運営委員会が開催されましたが、これにつ</p>

発信者	議 事 要 旨
事務局	<p>きまして事務局から説明をお願いします。</p> <p>人事案件の上程が2件漏れておりまして、初めにお断り申し上げます。最初に「雲南市耕作放棄地対策協議会委員」ですが、任期が平成24年3月31日まででして任期が切れておりました。先ほど運営委員会を開催し委員の選出についてご協議いただきました。</p> <p>雲南市耕作放棄地対策協議会は、雲南市農業再生協議会へ合併されていく方向で市（事務局：農林振興課）と県の間で協議がなされております。ただ、雲南市耕作放棄地対策協議会は、現在財産を所有している状態であります。また、雲南市農業再生協議会の今後のあり方を含めて協議がなされているところです。</p> <p>次に「JA雲南雲南市カントリーエレベーター運営委員会委員」ですが、現在もまだ任期中ではありますが間もなく任期満了となります。任期は、平成23年6月14日から平成24年6月13日です。6月中旬には会議が開催される計画もありますので、今月中には選出が必要となります。</p> <p>以上の2つの人事案件につきまして、急きょ運営委員会を開催し追加議案の上程として、「議第70号雲南市耕作放棄地対策協議会委員の選出について」と「議第71号JA雲南雲南市カントリーエレベーター運営委員会委員の選出について」につきまして協議させていただいた次第でございます。お詫びを申し上げます。</p>
議 長	<p>先ほど事務局から説明がありました追加議案の上程について、皆さんにお諮りいたします。「議第70号雲南市耕作放棄地対策協議会委員の選出について」と「議第71号JA雲南雲南市カントリーエレベーター運営委員会委員の選出について」の議案でございますが、日程に追加し審議することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議案の上程「議第70号 雲南市耕作放棄地対策協議会委員の選出について」と「議第71号 JA雲南雲南市カントリーエレベーター運営委員会委員の選出について」を日程に追加し審議いただくことに決定いたしました。</p>
事務局	<p>今から、審議いただく議案を配布いたしますのでしばらくお待ちください。</p>
議 長	<p>それでは、「議第70号 雲南市耕作放棄地対策協議会委員の選出について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、先ほど配布いたしました資料をご覧ください。「議第70号 雲南市耕作放棄地対策協議会委員の選出について」です。</p> <p>雲南市耕作放棄地対策協議会委員の任期は、平成23年7月20日から平成24年3月31日の間でした。先ほども申し上げましたように「雲南市耕作放棄地対策協議会」は「雲南市</p>

発信者	議 事 要 旨
議 長  29番	<p>農業再生協議会」へ吸収される方向で、内容、財産処分及び合併時期等につきまして、現在、事務局の市農林振興課と県などと調整中であります。</p> <p>現在の委員さんですが、会長、会長職務代理者、及び地域農業対策委員会より各町ごとに1名を選出いただいております。但し、委員長・副委員長を含む他の4町から選出いただき、8名の方にお出かけいただいております。選出委員さんは、会長職に板持庸会長、職務代理者職に勝部有二会長職務代理者、大東町から永井尚治二委員、加茂町から内部武雄委員、木次町から廣澤幸博委員、三刀屋町から川上蘆求委員、吉田町から白築進委員、掛合町から藤原克巳委員にお出かけいただいております。</p> <p>委員の選出についてであります、ご意見等ございましたらお願いします。</p>
	<p>先程運営委員会が開催され協議したところですが、雲南市耕作放棄地対策協議会委員の任期は、現在切れておまして不在の状態です。色々な経過の中でこういう状態となり事務局も反省し、「今後こういうことにならないように気を付けます」とのお詫びがあり了承した次第です。</p> <p>委員の選出でございますが、現在は地域農業対策委員会から旧町村の代表に併せて会長と職務代理者にお出かけいただいております。但し、先ほど事務局から説明がありましたように、「雲南市耕作放棄地対策協議会」は「雲南市農業再生協議会」へ来年の3月末を目途に吸収される方向で、現在調整中であります。皆様方のご了解が得られれば現在の委員さんに留任いただき引き続きお願いしたいと考えます。</p>
	<p>運営委員長並びに事務局から説明がございましたが、ご質疑がございますか。質疑がある方は、挙手の上発言をお願いいたします。</p> <p>(無しの声あり)</p> <p>無いようですので、質疑を終わります。 お諮りいたします。</p>
議 長	

発信者	議 事 要 旨
議 長	<p>「議第70号 雲南市耕作放棄地対策協議会委員の選出について」は、留任により選出することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第70号 雲南市耕作放棄地対策協議会委員の選出について」は、留任により選出することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第71号 J A雲南雲南市カントリーエレベーター運営委員会委員の選出について」を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、先ほどの資料の裏面をご覧ください。「議第71号 J A雲南雲南市カントリーエレベーター運営委員会委員の選出について」です。</p> <p>J A雲南雲南市カントリーエレベーター運営委員会委員は4名の方にお出かけいただいております。現在の委員の任期は、平成23年6月14日から平成24年6月13日です。これから選出いただく方の任期は、平成24年6月14日から平成25年6月13日です。現在の委員さんは、大東町は渡部満憲委員、加茂町は嘉本輝雄委員、木次町は杉山正美委員、三刀屋町は片寄健治委員の4名です。選出につきましてご協議をお願いします。</p>
29番	<p>事務局から説明がございました J A雲南雲南市カントリーエレベーター運営委員会委員ですが、皆様方のご了解が得られれば現在の委員さんに留任いただき引き続きお願いしたいと考えます。</p>
議 長	<p>運営委員長並びに事務局から説明がございましたが、ご質疑がございますか。質疑がある方は、挙手の上発言をお願いいたします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。お諮りいたします。</p> <p>「議第71号 J A雲南雲南市カントリーエレベーター運営委員会委員の選出について」は、留任により選出することにご異議ございませんか。</p>

発信者	議 事 要 旨
議 長	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第71号」JA雲南雲南市カントリーエレベーター運営委員会委員の選出については、留任により選出することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>以上で本日の議事日程は全て終了し、閉会といたします。</p> <p>なお、6月の総会は6月19日(火)午後1時30分から「木次町下熊谷交流センター」で開催いたします。</p> <p>ご起立下さい。</p> <p>一同ご礼。</p> <p>ご着席願います。</p>
議 長	<p>次にその他事項に入ります。事務局より説明願います。</p> <p><b>【その他事項】</b></p> <p>(1)平成23年度農業委員会活動の点検・評価及び平成24年度活動計画について</p> <p>(2)遊休農地の調査について</p> <p>(3)歓送迎会経費精算について</p> <p>(4)夏季エコスタイル運動実施について</p>

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_